

近畿病院図書室協議会会則

第1条 (名称)

本会は近畿病院図書室協議会（病図協と略称）という。（以下本会という）

第2条 (目的)

本会は会員相互の緊密な連携と協力により病院図書室の充実、および医療情報活動に貢献することを目的とする。

第3条 (組織)

本会は、第2条の目的に賛同する病院図書室をもって組織する。

第4条 (事業)

本会は会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 図書室職員の研究・研修・講演会等。
- 2 雑誌所在目録の編集と発行。
- 3 会誌の発行。
- 4 文献の相互貸借。
- 5 その他必要と思われる事業。

第5条 (入会および退会)

本会に入会を希望するところは別に定める資格を必要とする。

退会を希望する場合には、その旨の届出を必要とする。

入会に際しては、入会金を徴収する。

第6条 (義務)

本会の会員は次に定める義務を負う。

- 1 会費の納入（会費は年額 30,000 円とする）。
- 2 総会への出席。
- 3 その他、本会が定めた事業への協力、参加。

第7条 (役員)

本会には次の役員をおく。

会 長	1 名
事務局長	1 名
幹 事	若干名
監 査	2 名

会長、事務局長は役員会で選出し、総会において会員の承認を得なければならない。

第8条 (会議)

1 総会

総会は年一回開き、本会の最高議決機関とし、活動方針・予算・決算の承認、役員を選出、会則の変更を行う。臨時総会は必要に応じて随時会長が招集する。

2 役員会

役員病院の管理者および図書室担当者で組織し、会の主要事項を審議する。

3 幹事会

幹事病院の図書室担当者と事務局長で組織し、会の運営に当る。

第9条（会計）

本会の経費は、会費・賛助金・寄附金・入会金・事業収入をもって充てる。

会計監査は会員の中から監査員を選出し、総会において会員の承認を得なければならない。

第10条（事務局）

本会の事務局は社会保険神戸中央病院医学資料室におく。

〒651-1145 神戸市北区惣山町2丁目1-1

第11条（改訂および変更）

本会の会則の改訂および変更は、総会において決定する。

第12条 本会は賛助会員をおくことができる。

[付則]

1. 本会の役員任期・会計年度は総会より次期総会までとする。
2. 本会則は1974年11月16日から実施する。
3. 本会則に定めていない事項については内規で定める。
4. 本会則は1975年11月29日改正施行する。
5. 本会則は1978年3月30日改正施行する。
6. 本会則は1979年3月24日改正施行する。
7. 本会則は1984年3月24日改正施行する。
8. 本会則は1998年3月26日改正施行する。
9. 本会則は2000年3月30日改正施行する。
10. 本会則は2004年3月30日改正施行する。
11. 本会則は2005年3月25日改正施行する。

[内規]

1 入会資格

本会に入会を希望するところは、次の資格を必要とする。

- (1) 図書室（館）があること。（併設も可）
- (2) 司書および図書室（館）業務を担当する者がいること。（兼任も可）
- (3) その他の医療関連機関の入会を拒まないこと。
- (4) 入会の可否については幹事会の承認を得ること。
- (5) 各事業活動への参加が可能なこと。
 1. 雑誌など所蔵データの提出
 2. 相互貸借の実施
 3. 研修会への参加
 4. 会誌への投稿協力
 5. 統計調査データの提出
- (6) 総会への出席もしくは委任状の提出が可能なこと。
- (7) 要請があれば、2年以上幹事または各部員を担当すること。

2 賛助会員制度

本会事業を賛助する個人または団体を賛助会員とする。

(1) 会員と同じく、出版物の入手、研修会等への参加は可能とする。

(2) 制限事項

1. 総会での議決権
2. 役員や委員への委嘱
3. 会員相互貸借事業への参加

(3) 会費等は幹事会で定める。

3 入会時期

本会に入会する時期は、年度初めとする。